

議 事 録

件名	久留米市要保護児童対策地域協議会代表者会議
日時	令和4年8月18日(木) 14:00~16:00
参加者	22人(欠席9人)
次第	<p>1 開会</p> <p>2 構成団体の追加について</p> <p>3 議 題 (1) 令和3年度久留米市要保護児童対策地域協議会の活動実績及び収支決算について (2) 令和4年度久留米市要保護児童対策地域協議会の活動計画(案)及び収支予算(案)について</p> <p>4 その他 (1) 令和3年度久留米市家庭子ども相談課における児童相談状況について (2) 久留米児童相談所における児童相談状況について (3) 福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例の制定について (4) 児童福祉法等の一部を改正する法律の概要について (5) 構成団体による研修会の開催について</p> <p>5 講 演 演 題: 面前DVについて</p> <p>6 閉 会</p>
議事	<p>2 構成団体の追加について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加: 小学校代表(宮ノ陣小学校校長)、中学校代表(三瀧中学校校長) ・久留米市内部の委員の見直し: 実際に要保護児童の対応を行っている又は行う可能性が高い課の課長を選任 ・委員の交代: 福岡法務局、久留米児童相談所、一般社団法人久留米市保育協会 <p>3 議 題</p> <p>(1) 令和3年度久留米市要保護児童対策地域協議会の活動実績及び収支決算について 【採決】拍手多数により、承認</p> <p>(2) 令和4年度久留米市要保護児童対策地域協議会の活動計画(案)及び収支予算(案)について 【質疑】</p> <p>委員① : フードドライブ事業に携わっているが、その際に確認した要保護児童について、どのようにつなげていいのかわからない。</p> <p>事務局 : サービス利用等、必要な支援につなげた方がいいと思われるケースについては、つないでいただきたい。直接家庭にアプローチし、一緒に何が出来るか考えることが出来る。</p> <p>委員② : 今年度のライトアップの実施について</p> <p>事務局 : 今年度はイベント等を通して啓発活動を行う予定であり、ライトアップの実施は予定していない。</p> <p>【採決】 拍手多数により、承認</p> <p>4 その他</p>

(1) 令和3年度久留米市家庭子ども相談課における児童相談状況について

【質疑】

委員③ : その他の相談が増加しているが、その内容について。

事務局 : その他には、児童相談所や警察署からの照会（市での虐待対応歴、健診・予防接種履歴等）を含んでいる。基本的な情報を共有し、市でも出来る支援があれば関わっていくような対応をしている

(2) 久留米児童相談所における児童相談状況について

(3) 福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例の制定について

(4) 児童福祉法等の一部を改正する法律の概要について

【質疑】

委員④ : 里親制度の状況は、どのような状況か。県は、市町村の代表でもあると思うので啓発をお願いしたい。

委員⑤ : 里親の登録数は、増えてきていると感じる。久留米児童相談所管内では、里親としての登録者数は80世帯ほど。委託されている児童は、30人ほどである。一時保護委託も活用をしているところである。児童の処遇を検討する際は、家庭養育が中心なので、里親制度を積極的に活用していく。ただし、児童の状況によっては、専門の施設について、検討する必要があるため、児童のことを第一に処遇の検討を行っていく。

委員④ : 子どもと長期間会えない場合について、どのくらいの日数を目安としたらよいか。

委員⑤ : 個々の背景もあるので一概に日数を示すのは難しいが、目安は1か月。低年齢であれば、もっと短い期間となる。まずは、市町村に相談していただくとうい。

(5) 構成団体による研修会の開催について

質疑なし

5 講演

演題：面前DVについて

【質疑】

委員③ : 本日の講演を聞き、当園においても、講演にあったようなケースがあり、共感する点が多かった。

委員⑥ : 虐待を受けると、トラウマの原因となるトリガーが増えていき、トリガーとなる事象が生じるとフラッシュバックしてしまう。時間はかかるかもしれないが、トリガーとなる事象が生じたときに、フォローをいれるなどしていけば、少しずつ大丈夫になる日がくるのではないかと思う。そのためには、その児童に、何が見えていて、何が不安材料なのかをいつも考える必要があるため、今は非常に大変な時期であると推察する。

6 閉会

委員④より：子ども虐待防止学会福岡学術集会の案内

令和3年度久留米市要保護児童対策地域協議会 活動実績

1. 会議

①代表者会議

児童相談状況報告をはじめ1年間の活動報告などの内容で開催

開催日：令和3年7月14日～令和3年8月2日

【書面決議】

②セーフコミュニティ児童虐待防止対策委員会

開催日：開催なし

③プロジェクト会議

開催日：開催なし

④庁内ネットワーク会議

庁内各部署の職員が、「児童虐待」の視点を充分にもって業務にあたり、密な連携を図ることができる体制を構築するために、庁内41部署が参加

開催日：令和4年2月21日～令和4年3月4日

【オンライン開催】

2. 進行管理・ケース対応

①実務者会議(毎月) 12回

乳幼児部会と児童生徒部会があり、虐待ケースの定期的な進行管理

②個別ケース検討会議 98回

ケースの状況の把握や問題点の確認

③要支援ケース進行管理会議 4回

ケースの状況の把握や終結に関するもの

3. 広報・啓発

①研修の実施

令和3年度は、保育士、学生、教職員、基幹相談支援センター職員などを対象に、計4回の研修を実施するとともに、男女平等推進センター相談ネットワーク会議や多機関支援事業研修会、新規採用職員研修へ講師派遣を行った。

②キャンペーン期間の取り組み

・要保護児童対策地域協議会の構成団体を中心に、児童虐待防止推進月間中の11月に例年実施していた街頭キャンペーンは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となった。

新規

・子育て応援動画の配信 221回視聴

・久留米警察署が主催した街頭キャンペーン(11月11日実施)に参加した。

・児童虐待防止推進月間において、関係機関、関係部署の職員の「オレンジリボン」着用

・オレンジリボンの作製(新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、集合形式によらない家庭子ども相談課職員以外の市職員によるオレンジリボン作り)

令和3年度久留米市要保護児童対策地域協議会収支決算書
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

1 一般会計

【収入】

費目	本年度決算額(円)	本年度予算額(円)	比較増減	明細
補助金	3,180,000	3,180,000	0	久留米市より補助金
合計	3,180,000	3,180,000	0	

【支出】

用途	本年度決算額(円)	本年度予算額(円)	比較増減	明細
人件費 共済費	1,821,820	1,830,000	△ 8,180	非常勤職員賃金(所得税控除分等を含む。) 1,821,820円
報酬費	244,900	638,000	△ 393,100	代表者会議謝金(所得税控除分等を含む。) 244,900円
旅費	8,100	80,000	△ 71,900	会議参加者旅費等 8,100円
消耗品費	79,091	400,000	△ 320,909	オレンジリボンキャンペーン事業用消耗品等 79,091円
食料費	365	12,000	△ 11,635	会議お茶代等 365円
印刷製本費	104,330	130,000	△ 25,670	児童虐待防止啓発用カード 児童虐待防止講演会チラシ 104,330円
使用料	21,470	73,000	△ 51,530	研修会場使用料 21,470円
手数料	5,005	7,000	△ 1,995	振込手数料等 5,005円
委託料	454,300	0	454,300	庁舎ライトアップ業務委託 研修配信業務委託 454,300円
予備費	0	10,000	△ 10,000	
合計	2,739,381	3,180,000	△ 440,619	

2 歳入歳出外現金

【収入】

用途	繰越額(円)	明細
繰越金	11,953	令和2年度に支払った給与等に係る源泉所得税等 11,953円
歳入歳出外現金	55,550	令和3年度に支払った給与等に係る源泉所得税等 55,550円
合計	67,503	

【支出】

用途	繰越額(円)	明細
人件費 共済費	45810	税務署への源泉所得税の納付等 45,614円
報酬費	9,095	税務署への源泉所得税の納付等 8,160円
旅費	500	税務署への源泉所得税の納付等 500円
合計	55,405	

収入金額 3,180,000円
 支出金額 2,739,381円
 差引金額 440,619円(久留米市に返還)

(参考) 繰越金額 12,098円 ※1月から3月に支払った給与等に係る源泉所得税等。令和3年度預金利息。

令和4年度久留米市要保護児童対策地域協議会活動計画(案)について

1 会議

(1)代表者会議

内容：令和3年度活動報告、令和4年度活動計画 等

(2)プロジェクト会議

本協議会の運営、庁内ネットワーク等、重点的に取り組むべき課題について、内容に応じてメンバーを選出し協議する。

2 進行管理・ケース対応

(1)実務者会議（月1回）

内容：協議会で関わっている虐待ケースについて、定期的な進行管理、新規ケースの協議

(2)個別ケース検討会議等（随時）

内容：相談を受けた個別の事例について現状の確認、今後の連携、支援方針の検討を行う。
あわせて、今後の連携に必要な関係機関との情報の共有や連絡調整を行う。

3 広報・啓発活動

(1)関係機関への啓発（随時）

虐待を早期発見しやすい機関(民生委員児童委員協議会・幼稚園・保育所・学校)等を対象とした研修の実施。今年度は、昨年度に引き続き、面前 DV や子どもの権利に関する研修を予定している。

(2)地域への啓発

関係機関・団体と連携した研修の実施。今年度は、昨年度に引き続き子どもの権利などに関する研修を予定している。

(3)子育てサポーター養成講座の実施

関係機関・団体と連携し、子育てサポーター養成講座(CAS-K)を開催

(4)児童虐待防止推進月間の取り組み（11月）

- ・オレンジリボンの着用とオレンジリボンづくりを通じた児童虐待防止のPR
- ・民間団体等と連携した「オレンジリボン運動」の実施
- ・街頭キャンペーン等で啓発グッズとチラシを配布
- ・児童虐待防止ポスター及びチラシの関係機関への配布
- ・「広報くるめ」に児童虐待防止特集掲載

(5)「2022年度 子ども理解を深めるための連続講座 in KURUME」

一般市民、関係者向け講演会を予定(3連続講座2月開催予定)。

(6)セーフコミュニティの取り組み

- ・乳児家庭への主任児童委員の同行訪問の実施
- ・小中学校への出前サロン事業の実施
- ・イベントや児童虐待防止に関する講演会等の実施

令和4年度久留米市要保護児童対策地域協議会収支予算書(案)

【収入】

項目	本年度予算額(円)	前年度予算額(円)	増減	明細
補助金	3,180,000	3,180,000	0	久留米市より補助金
合計	3,180,000	3,180,000	0	

【支出】

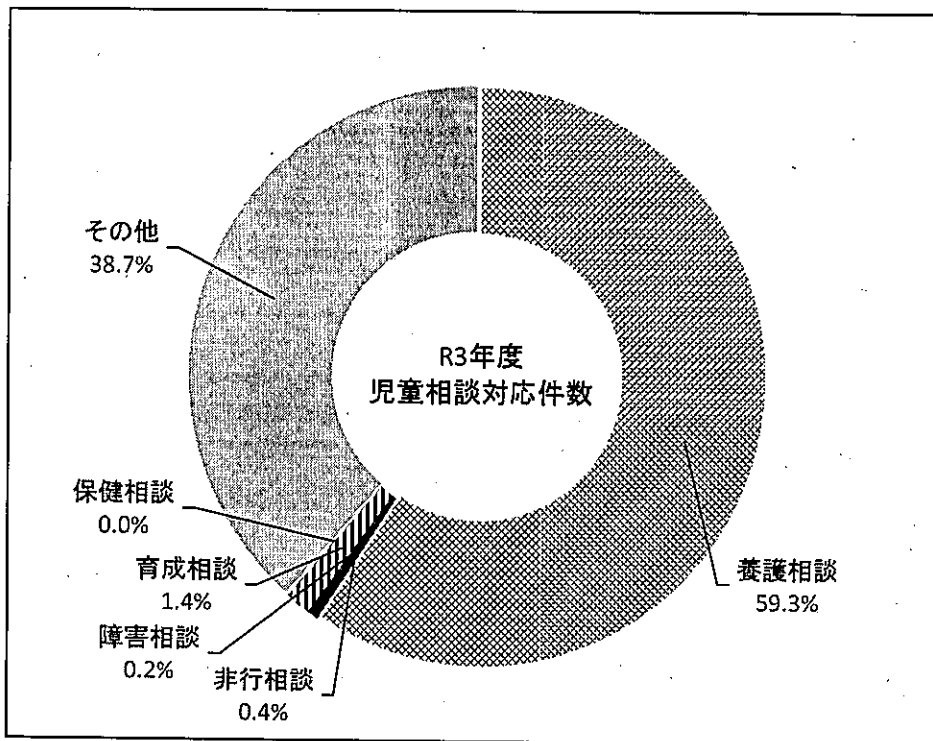
項目	本年度予算額(円)	前年度予算額(円)	増減	明細
人件費・共済費	0	1,830,000	▲ 1,830,000	
報償費	1,489,000	638,000	851,000	スーパーバイズ講師謝金(2人) 960,000円 代表者会議謝金 150,000円 個別ケース検討会議等謝金 99,000円 児童虐待防止講演会講師謝金等 60,000円 児童虐待防止講演会一時保育謝金等 20,000円 子どもの権利等研修・面前DV研修謝金等 200,000円
旅費 費用弁償	100,000	80,000	20,000	児童虐待防止講演会講師旅費 80,000円 費用弁償 20,000円
消耗品費	683,000	400,000	283,000	オレンジリボンキャンペーン事業用消耗品等 60,000円 オレンジリボンキャンペーン啓発物品 400,000円 セーフコミュニティ事業消耗品等 110,000円 その他事業用消耗品 113,000円
食料費	73,000	12,000	61,000	会議等お茶代 10,000円 児童虐待防止講演会お茶、弁当代 3,000円 セーフコミュニティ出前サロン事業参加者お茶代 60,000円
印刷製本費	418,000	130,000	288,000	児童虐待防止啓発用チラシ 85,000円 児童虐待防止講演会チラシ 45,000円 児童対象啓発用チラシ・カード 288,000円
保険料	54,000	0	54,000	スーパーバイザーに係る保険料 54,000円
使用料	73,000	73,000	0	会議等会場使用料 10,000円 研修会場使用料 63,000円
手数料	30,000	7,000	23,000	手数料 30,000円
備品購入費	250,000	0	250,000	事務用什器の購入 250,000円
予備費	10,000	10,000	0	予備費 10,000円
合計	3,180,000	3,180,000	0	

令和3年度久留米市家庭子ども相談課における児童相談状況について

1. 児童相談全体の状況

(1) 児童相談対応件数

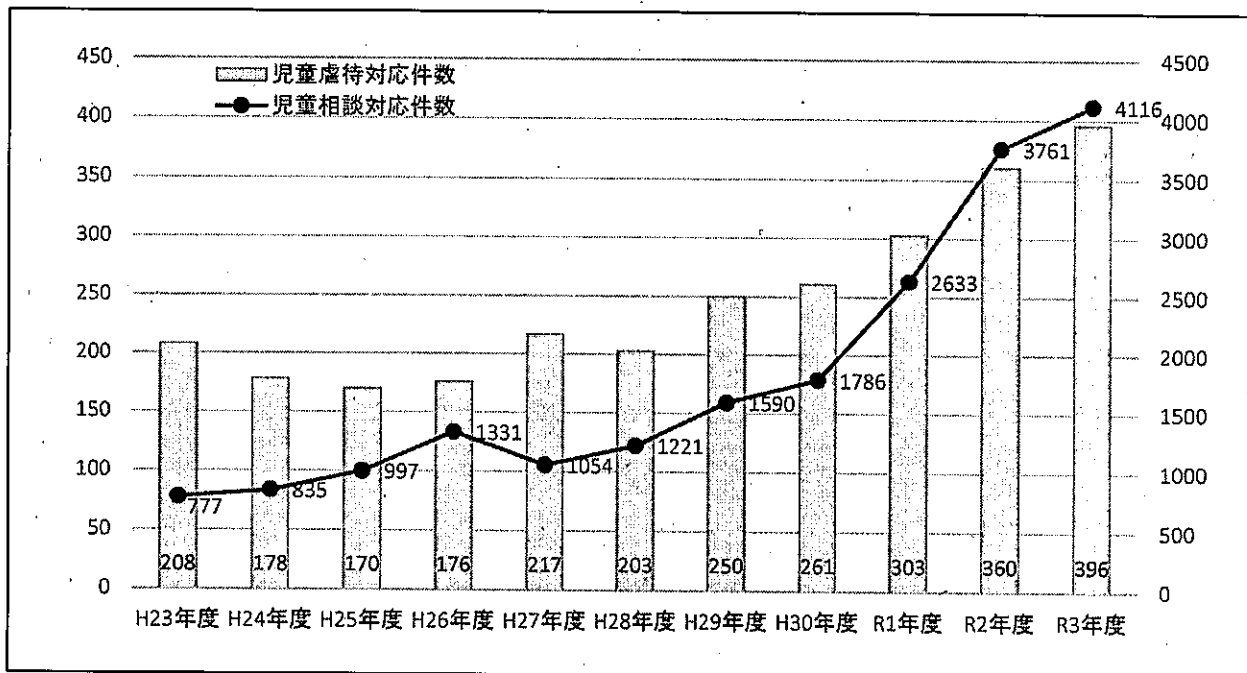
	養護相談	非行相談	障害相談	育成相談	保健相談	その他	総数
平成23年度 (2011年度)	647 83.3%	5 0.6%	3 0.4%	57 7.3%	6 0.8%	59 7.6%	777 100.0%
平成24年度 (2012年度)	752 90.1%	3 0.4%	8 1.0%	33 4.0%	1 0.1%	38 4.6%	835 100.0%
平成25年度 (2013年度)	888 89.1%	5 0.5%	13 1.3%	55 5.5%	0 0.0%	36 3.6%	997 100.0%
平成26年度 (2014年度)	1,125 84.5%	11 0.8%	19 1.4%	71 5.3%	5 0.4%	100 7.5%	1,331 100.0%
平成27年度 (2015年度)	930 88.2%	4 0.4%	8 0.8%	31 2.9%	5 0.5%	76 7.2%	1,054 100.0%
平成28年度 (2016年度)	980 80.3%	3 0.2%	7 0.6%	22 1.8%	1 0.1%	208 17.0%	1,221 100.0%
平成29年度 (2017年度)	1,097 69.0%	4 0.3%	8 0.5%	24 1.5%	0 0.0%	457 28.7%	1,590 100.0%
平成30年度 (2018年度)	1,290 72.2%	2 0.1%	8 0.4%	33 1.8%	1 0.1%	452 25.3%	1,786 100.0%
令和1年度 (2019年度)	1,734 65.9%	0 0.0%	17 0.6%	36 1.4%	0 0.0%	846 32.1%	2,633 100.0%
令和2年度 (2020年度)	2,157 57.4%	9 0.2%	0 0.0%	15 0.4%	0 0.0%	1,580 42.0%	3,761 100.0%
令和3年度 (2021年度)	2,439 59.3%	17 0.4%	10 0.2%	57 1.4%	2 0.0%	1,591 38.7%	4,116 100.0%



2. 児童相談等の状況

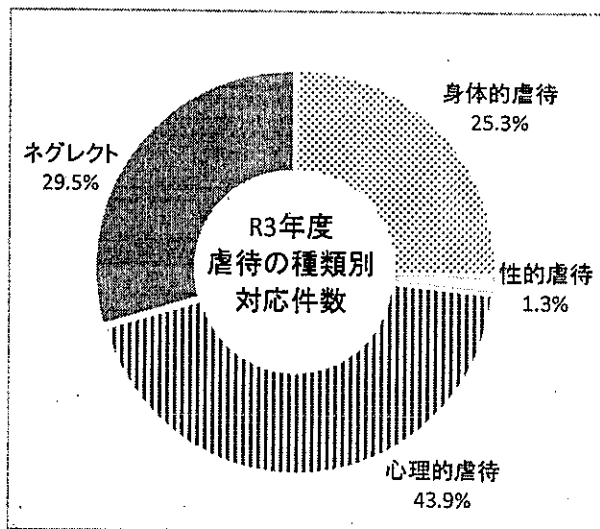
(1) 児童相談受付・虐待対応件数

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
児童虐待対応件数	208	178	170	176	217	203	250	261	303	360	396
うち新規	77	41	55	36	63	52	125	135	140	171	191



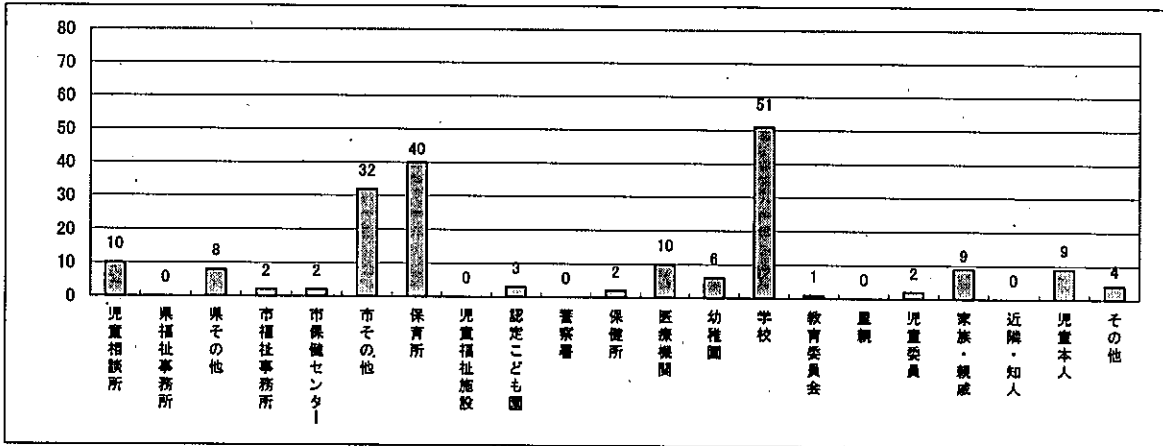
(2) 虐待の種類別対応件数

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	総数
平成23年度	68	0	58	82	208
(2011年度)	32.7%	0.0%	27.9%	39.4%	100.0%
平成24年度	47	0	64	67	178
(2012年度)	26.4%	0.0%	36.0%	37.6%	100.0%
平成25年度	37	0	30	103	170
(2013年度)	21.8%	0.0%	17.6%	60.6%	100.0%
平成26年度	28	1	40	107	176
(2014年度)	15.9%	0.6%	22.7%	60.8%	100.0%
平成27年度	56	0	55	106	217
(2015年度)	25.8%	0.0%	25.5%	48.8%	100.0%
平成28年度	23	0	70	110	203
(2016年度)	11.3%	0.0%	34.5%	54.2%	100.0%
平成29年度	50	1	86	113	250
(2017年度)	20.0%	0.4%	34.4%	45.2%	100.0%
平成30年度	54	1	115	91	261
(2018年度)	20.7%	0.4%	44.0%	34.9%	100.0%
令和1年度	69	3	142	89	303
(2019年度)	22.8%	1.0%	46.9%	29.4%	100.0%
令和2年度	87	3	172	98	360
(2020年度)	24.2%	0.8%	47.8%	27.2%	100.0%
令和3年度	100	5	174	117	396
(2021年度)	25.3%	1.3%	43.9%	29.5%	100.0%



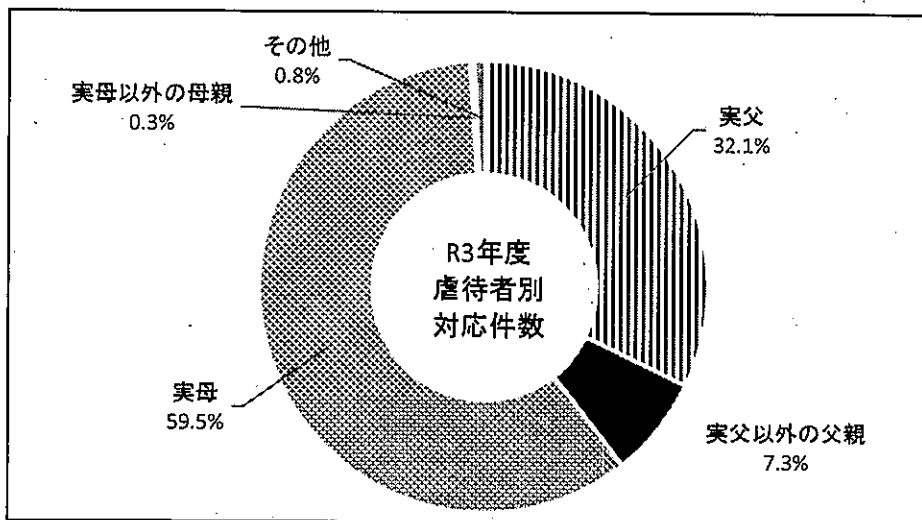
(3) 経路別虐待相談受付件数

	児童相談所	県福祉事務所	県その他	市福祉事務所	市保健センター	市その他	保育所	児童福祉施設	認定こども園	警察署	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会	里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
平成23年度(2011年度)	14	0	1	0	0	14	8	0	—	0	0	0	0	18	1	0	7	5	5	0	4	77
平成24年度(2012年度)	0	0	2	0	0	8	6	0	—	0	1	2	0	17	0	0	0	4	0	0	1	41
平成25年度(2013年度)	1	0	1	1	0	9	3	0	—	0	16	0	0	10	7	0	0	0	0	0	7	55
平成26年度(2014年度)	3	0	0	2	1	1	10	0	—	0	11	1	0	6	0	0	1	0	0	0	0	36
平成27年度(2015年度)	1	0	0	1	0	4	17	0	0	0	5	4	0	24	1	0	1	3	0	0	2	63
平成28年度(2016年度)	8	0	0	0	0	0	16	0	0	2	3	0	0	18	6	0	0	0	1	0	0	52
平成29年度(2017年度)	16	0	0	0	3	3	11	0	0	0	2	3	0	69	0	0	4	7	3	0	4	125
平成30年度(2018年度)	0	0	2	4	2	5	23	0	0	4	1	2	2	66	3	0	3	18	0	0	0	135
令和1年度(2019年度)	7	0	1	12	3	17	29	0	0	0	0	4	0	47	0	0	0	14	2	0	4	140
令和2年度(2020年度)	5	0	4	10	2	13	31	0	0	7	0	3	1	65	0	0	0	22	0	0	8	171
令和3年度(2021年度)	10	0	8	2	2	32	40	0	3	0	2	10	6	51	1	0	2	9	0	9	4	191



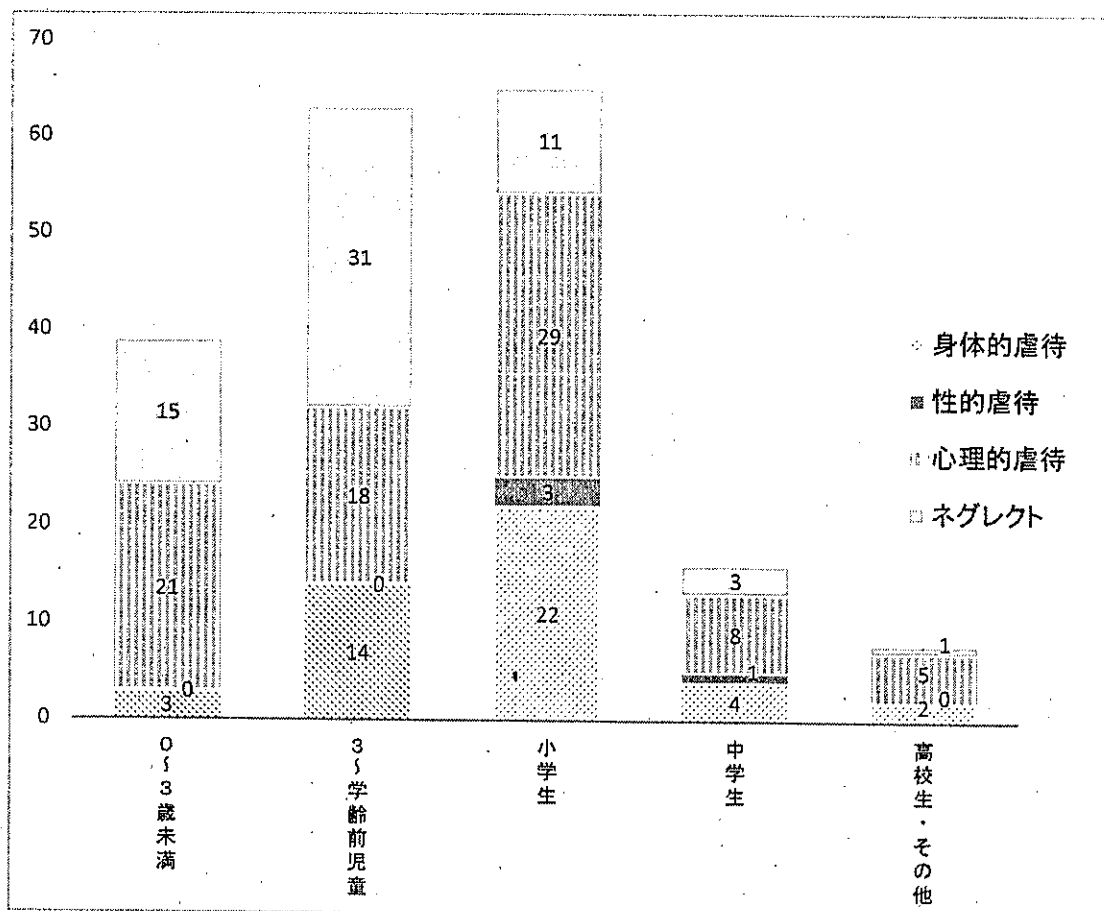
(4) 虐待者別対応件数

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	総数
平成23年度(2011年度)	30	25	142	4	7	208
	14.4%	12.0%	68.3%	1.9%	3.4%	100.0%
平成24年度(2012年度)	36	17	105	3	17	178
	20.2%	9.6%	59.0%	1.7%	9.6%	100.0%
平成25年度(2013年度)	26	17	122	0	5	170
	15.3%	10.0%	71.8%	0.0%	2.9%	100.0%
平成26年度(2014年度)	40	14	118	0	4	176
	22.7%	8.0%	67.0%	0.0%	2.3%	100.0%
平成27年度(2015年度)	52	14	150	0	1	217
	24.0%	6.5%	69.1%	0.0%	0.5%	100.0%
平成28年度(2016年度)	54	3	142	0	4	203
	26.6%	1.5%	70.0%	0.0%	2.0%	100.0%
平成29年度(2017年度)	58	10	180	2	0	250
	23.2%	4.0%	72.0%	0.8%	0.0%	100.0%
平成30年度(2018年度)	94	23	143	0	1	261
	36.0%	8.8%	54.8%	0.0%	0.4%	100.0%
令和1年度(2019年度)	82	32	187	1	1	303
	27.1%	10.6%	61.7%	0.3%	0.3%	100.0%
令和2年度(2020年度)	123	36	199	1	1	360
	34.2%	10.0%	55.2%	0.3%	0.3%	100.0%
令和3年度(2021年度)	127	29	236	1	3	396
	32.1%	7.3%	59.5%	0.3%	0.8%	100.0%



(5) 令和3年度の虐待の種類別・年齢別対応件数

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
0～3歳未満	3	0	21	15	39
3～学齢前児童	14	0	18	31	63
小学生	22	3	29	11	65
中学生	4	1	8	3	16
高校生・その他	2	0	5	1	8
計	45	4	81	61	191



久留米児童相談所における児童相談状況について

1 沿革

- 昭和 23 年 9 月 久留米市両替町 久留米図書館内に開設。
- 昭和 25 年 5 月 久留米市呉服町に新築移転。一時保護業務開始。
- 昭和 31 年 5 月 久留米市東町に新築移転。
- 平成 2 年 3 月 久留米市津福本町 (現在地) に新築移転。
- 令和元年 10 月 久留米児童相談所内一時保護所 同住所に新築移転。

2 管轄区域の人口 (令和 2 年 9 月 1 日現在)

市町村名	久留米市	八女市	筑後市	大川市	小郡市	うきは市	朝倉市	朝倉郡	三井郡	三瀬郡	八女郡
～ 18歳未満	48,845	8,831	8,523	4,208	9,859	4,183	7,102	5,186	2,723	2,571	3,252
18歳以上 ～ 65歳未満	160,056	28,846	28,344	16,192	30,802	13,254	23,543	15,984	7,986	7,145	10,325
65歳以上 ～	83,049	22,085	13,379	11,840	16,704	9,793	17,374	10,090	4,364	4,005	5,843
人口(計)	299,407	59,685	48,325	32,370	57,459	27,224	48,575	31,271	15,063	13,732	19,534

市町村名	朝倉郡		三井郡		三瀬郡		八女郡		
	筑前町	東峰村		大刀洗町		大木町		広川町	
～ 18歳未満	5,186	4,945	241	2,723	2,723	2,571	2,571	3,252	3,252
18歳以上 ～ 65歳未満	15,984	15,201	783	7,986	7,986	7,145	7,145	10,325	10,325
65歳以上 ～	10,090	9,230	860	4,364	4,364	4,005	4,005	5,843	5,843
人口(計)	31,271	29,399	1,882	15,063	15,063	13,732	13,732	19,534	19,534

3 組織及び職員数 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

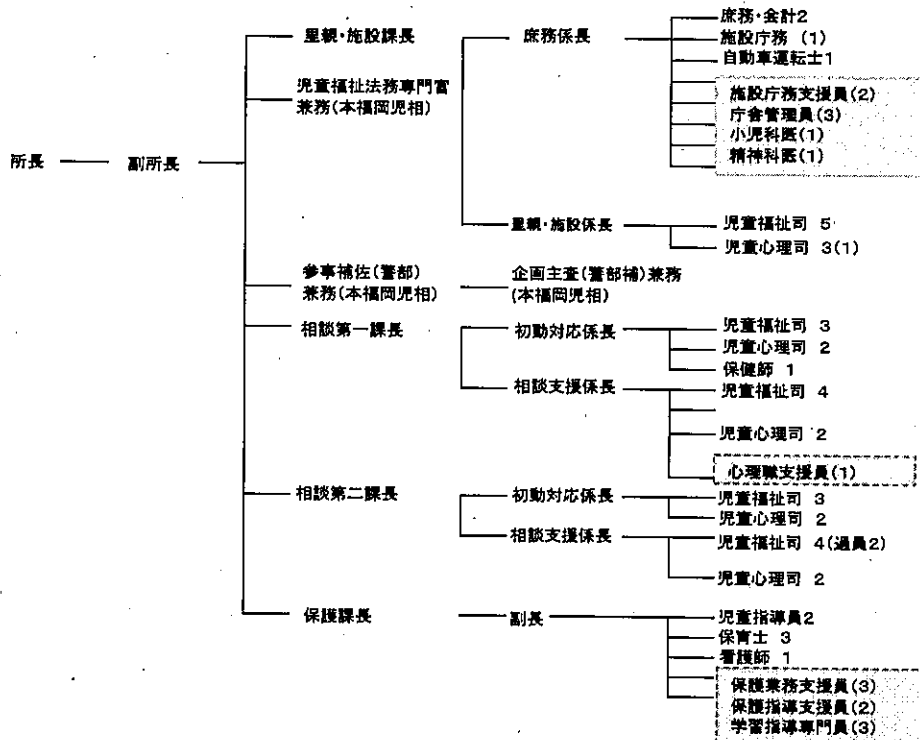
組織及び職員数

(1) 組織

- 里親・施設課 (庶務係、里親・施設係)、相談第一課 (初動対応係、相談支援係)
- 相談第二課 (初動対応係、相談支援係)、保護課

(2) 職員数

54名 (非常勤16名) * () は非常勤職員 (欠員2)



※以下、令和3年度分データについては速報値

4 相談受付状況の推移

相談種別	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
養護相談	1,081	1,079	1,242	1,236	1,353	1,411	1,669	1,800
(うち虐待相談)	228	243	477	623	673	773	904	1,159
心身障害相談	954	1,092	1,081	1,216	931	918	657	758
非行相談	114	97	101	98	87	55	59	57
育成相談	135	137	146	137	136	164	109	115
保健相談・その他	28	37	29	5	17	7	6	0
計	2,312	2,442	2,599	2,692	2,524	2,555	2,500	2,730

5 相談種別・市町村別相談件数の状況(令和3年度)

	養護相談		保健	障害相談						非行相談		育成相談			その他	総計	%	
	児童虐待	その他の養護		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	く犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性				育児・しつけ
久留米市	622	345	0	3	0	3	18	313	16	13	11	48	0	10	0	0	1,402	51.4%
朝倉市	66	39	0	0	0	0	1	38	0	2	0	8	0	0	0	0	154	5.6%
八女市	63	55	0	0	0	0	2	55	2	3	7	8	0	0	0	0	195	7.1%
筑後市	75	46	0	0	0	0	5	49	4	1	0	10	0	1	0	0	191	7.0%
大川市	24	15	0	0	0	0	0	30	2	1	0	1	0	0	0	0	73	2.7%
小郡市	71	34	0	1	2	0	3	59	6	2	3	4	0	3	0	0	188	6.9%
うきは市	63	15	0	0	0	1	1	35	2	0	1	1	0	1	0	0	120	4.4%
朝倉郡	59	29	0	0	0	1	3	40	4	2	1	5	0	1	0	0	145	5.3%
三井郡	24	16	0	1	0	0	0	10	1	5	0	2	0	2	1	0	62	2.3%
三潁郡	45	5	0	0	0	0	0	18	4	0	0	0	0	0	0	0	72	2.6%
八女郡	31	20	0	0	0	0	3	18	1	4	0	3	0	0	0	0	80	2.9%
管外	16	21	0	0	0	0	1	2	0	1	0	2	0	1	3	0	47	1.7%
不明	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%
総計	1159	641	0	5	2	5	37	667	42	34	23	92	0	19	4	0	2,730	100.0%

6 児童虐待受付件数

①児童虐待相談受付件数の推移

虐待種別	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
身体的虐待	55	82	120	142	136	165	195	269
性的虐待	9	7	4	10	4	5	6	17
心理的虐待	47	50	217	345	400	476	562	700
保護の怠慢・拒否	117	104	136	126	133	127	141	173
総計	228	243	477	623	673	773	904	1159

②児童虐待対応件数の推移

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
全国	88,931	103,260	122,575	133,778	159,850	193,780	205,029	
北九州市	454	606	918	1,139	1,487	2,110	2,355	
福岡市	547	563	976	1,292	1,908	2,449	2,637	
県所管	951	1,229	2,300	3,084	3,513	4,652	5,280	
福岡県	1,952	2,398	4,194	5,515	6,908	9,211	10,272	
久留米児童相談所	182	252	431	655	639	798	954	1,164

③児童虐待通告・相談の経路の推移(受付件数:久留米児童相談所)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
県福祉事務所	0	4	0	0	0	1	0	0
市福祉事務所	22	30	47	43	35	7	28	37
児童委員	0	0	0	0	3	0	1	1
県その他	0	0	0	0	0	0	1	0
市町村その他	41	15	6	21	19	33	39	70
保育所	3	9	2	4	3	10	15	16
児童福祉施設	2	6	2	0	3	2	0	8
警察等	49	59	250	403	429	546	561	674
家庭裁判所	0	0	0	0	0	2	0	0
保健所	0	0	0	0	0	0	2	0
医療機関	8	9	6	15	10	9	21	10
学校	28	24	40	26	19	31	26	46
幼稚園	2	1	1	0	0	0	0	4
教育委員会	4	3	3	4	7	2	1	0
家族・親族	25	20	25	19	17	29	30	60
近隣・知人	30	42	61	70	89	50	132	154
児童本人	6	0	5	3	5	1	5	13
その他	0	4	8	2	5	0	11	7
児童相談所	8	17	21	13	29	50	31	59
総計	228	243	477	623	673	773	904	1159

7 一時保護及び施設入所措置の推移

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
一時保護	実人員	218	200	190	193	190	203	182	161
	延べ日数	3,211	3,742	4,047	3,661	3,267	4,032	3,106	2,499
	一日平均人員	8.8	10.2	11.1	10.0	9.0	11.0	8.5	6.8
	一人平均日数	14.7	18.7	21.3	19.0	17.2	19.9	17.1	15.5
一時保護委託	実人員	136	123	161	161	184	205	204	177
	延べ日数	2,502	2,091	3,122	3,818	4,014	6,317	3,256	3,705
施設入所		69	62	59	49	37	24	30	40
里親委託		4	6	11	4	8	6	8	8

福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例の制定について

（ 概要説明 ）

1 目的

虐待から子どもを守るため基本理念を定め、県、県民及び保護者の責務並びに市町村及び関係機関等の役割を明らかにするとともに、子どもへの虐待の防止及び権利擁護に関し、施策の基本となる事項を定めることにより当該施策を推進し、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する。

2 基本理念

- (1) 虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える行為であり、何人も決してこれを行ってはならず、また、許してはならない。
- (2) 子どもを虐待から守るにあたっては、子どもの生命を守ることを最優先とするとともに、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を考慮しなければならない。
- (3) 虐待は、社会的要因、経済的要因その他様々な要因により、あらゆる家庭において起こり得るという認識の下に、子育て中の家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。

3 条例の特色

(1) 相談を通告とみなす対応

児童相談所は、子ども、家族、親族、近隣住民等の一般的な相談であっても、虐待が潜在している可能性を広く捉え、直ちに内容を調査し速やかに安全確認措置を実施

(2) 健診未受診児への対応

乳幼児健診の未受診が続くなど安全確認ができない場合、市町村は児童相談所に技術的援助等を求める。

それでも安全確認ができない場合、児童相談所に児童虐待の防止等に関する法律に基づく通知を行う。

(3) 要保護児童対策地域協議会の役割を明確化

学校、保育所、市町村及び児童相談所は、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）において、理由不明の欠席が続くなど養育状況の変化等の共有を徹底

(4) アセスメントシートの必須化

虐待通告を受けた子ども及び保護者の心身の状況や養育環境等について、児童相談所は必ずアセスメントシートを作成し緊急度及び重症度を判断

要対協で協議される全ての虐待事案（虐待が疑われるものを含む）についても、児童相談所が緊急度及び重症度を判断

(5) 関係機関との虐待に関する情報の共有

児童相談所、市町村及び関係機関など要対協を構成する機関の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならないが、虐待に関する各機関との情報の共有及び連携を妨げるものではない。

(6) 児童相談所業務の第三者評価

児童相談所が行う子どもの保護や処遇について第三者評価を実施

4 その他の主な内容

(1) 保護者の責務（体罰の禁止・親権濫用の禁止）

- 保護者は、しつけに際して体罰その他子どもの尊厳を傷つけるすべての行為を行ってはならない。
- 保護者は、親権の行使に当たっては子どもの最善の利益を尊重するものとし、これを濫用してはならない。

(2) 虐待の未然防止

- 県は、市町村が実施する母子保健及び子育て支援に関する施策（助産、母子保護、保育、ショートステイ、養育支援訪問事業など）について必要な支援を行う。
- 県は、予期しない妊娠に至らないための普及啓発を行うとともに育児が困難と予想される妊婦又は健診未受診の妊婦の把握及び必要な支援を行う。

(3) 虐待を受けた子ども及び保護者への支援等

① 虐待を受けた子どもへの援助

- 県は、虐待を受けた子どもが心身を回復し、再び虐待を受けることなく、家庭において養育されるよう必要な措置を講じる。
- 県は、子どもの保護及び援助を行うに当たって、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べる機会の確保その他子どもの権利を尊重するための取組を行う。

② 虐待を行った保護者への支援

- 児童相談所は、市町村等と連携し、虐待を行った保護者の心身の状況や家庭が抱える問題の把握に努め、虐待を再び起こさないために必要な指導及び支援を行う。
- 児童相談所は、虐待を行った保護者について、児童虐待の再発防止のため、医学的・心理学的知見に基づく指導を行う。

(4) 社会的養護の充実

- 県は、里親等委託の推進と児童養護施設等の充実を図るとともに、里親家庭又は施設で暮らす子どもたちの社会的自立を支援する。

緊急度アセスメントシート

市町村要対協用

児童氏名 _____
生年月日 _____

性別 _____
年齢 歳 月

(記入年月日 _____)
〔作成者 _____〕

①当事者が保護を求めている
 子ども自身が保護・救済を求めている
 保護者が、子どもの保護を求めている

②当事者の訴える状況が差し迫っている
 確認にはいたらないものの性的虐待の疑いが濃厚であるなど(きょうだいや同居人等からの性被害疑いも含む)
 保護者からのこのままでは「何をしでかすか分からない」「殺してしまいそう」等の訴え等

③すでに虐待により重大な結果が生じている
 性的虐待又はきょうだいや同居人等からの性被害(疑い)
 重度以上の外傷
 <最重度>
 頭部外傷(慢性・急性硬膜下血腫、頭がい骨骨折等)
 腹部外傷(内臓損傷等)
 頭部、腹部以外の重篤な骨折、裂傷、打撲傷、眼球の外傷、熱湯や熱源による火傷・熱傷痕等
 <重度>
 治療を要するほどの骨折、火傷、顔面の外傷
 慢性的なあざや傷痕(タバコ等)
 閉じ込められる、拘束されているような外傷
 最重度のネグレクト
 脱水、栄養不足による衰弱がある
 低出生体重児や基礎疾患によらず、加齢中か不明で、身長体重が標準から大きく外れている(乳幼児で体重の増加が見られない、成長曲線-2SD以下等)
 生命に関わる医療行為の拒否がある
 乳幼児を長時間、大人の監督もなく放置している
 車上生活をしている、居所が定まらず転々としている

④次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い
 乳幼児
 生命に危険な行為(頭部打撃、顔面攻撃、腹部攻撃、首締め、道具を使った体罰、乳幼児に対する強い揺さぶり、逆さ吊り、戸外放置、濡れさせる等)
 中度の外傷
 比較的軽度(医療機関受診を要しない程度)だが、保護者や子どもからの説明に合理性がない外傷(擦過傷、打撲傷、内出血等)
 重度のネグレクト
 電気やガス等のライフラインが止まっている
 保護者に慢性的な精神疾患があり、乳幼児の世話ができていない

⑤虐待が繰り返される可能性が高い
 新旧混在した傷、入院歴
 過去の介入(複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴)
 保護者に虐待の認識・自覚なし
 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱

⑥虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている
 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安
 面接場面での様子(無表情、表情が暗い、過度のスキンシップを求める等)
 虐待に起因する身体的症状(発育・発達遅れ、腹痛等)

⑦保護者に虐待の発生又は重症化に繋がるリスク要因がある
 子どもへの拒否的感情・態度
 精神状態の問題(鬱的、出産ストレス、育児ノイローゼ等)
 性格的問題(衝動的、攻撃的、精神的に未熟)
 アルコール・薬物等の問題
 公的機関等からの援助に対し拒否的あるいは改善が見られない
 家族・同居者間での暴力(DV等)、不和
 日常的に子どもを守る人がいない
 住所が頻繁に変わる
 昼間や夜間に長時間外に出ることがある、夜間不在だったことがある
 子どもに軽度の外傷を生じさせた、傷が残るほどではないが体罰がある
 極めて家が不衛生な住環境にある、衣服など長期間不潔なままにする

⑧虐待の発生又は重症化に繋がる可能性のある家庭環境等
 虐待によるのではない子どもの生育上の問題等(発達等の遅れ、障がい等)
 子どもの問題行動(攻撃的、盗み、徘徊、自傷行為、嘘をつく等)
 保護者の生育歴(被虐待歴、愛されなかった思い等)
 養育態度・知識の問題(意欲なし、知識不足、期待過剰等)
 家族状況(祖父母等含む保護者の死亡・失踪、離婚、妊娠・出産、ひとり親等)
 子どもが過度にきょうだいの世話や家事を行っている(ヤングケアラー)
 「子どもを叩いてしまいそう」と保護者が訴えている
 きょうだい間の差別的な取り扱いがある
 無視、暴言、乱暴な扱いなど保護者の不適切なかかわりがある

緊急度 A
緊急介入
 児相へ通告

緊急度 B
 発生(再発)防止のための緊急支援
 児童相談所と支援方針を至急協議

緊急度 C
 集中的支援の実施
 市町村が主体となり集中支援

緊急度 D
 継続・総合的支援の検討

子どもの安全確認チェックリスト

(ふりがな)		性別		生年月日		記入者	
児童氏名		虐待種別				虐待者	
実施日1		体重	Kg (SD)	測定日:		着衣:	
年齢	歳 月 日	身長	cm (SD)	測定日:			
実施日2		体重	Kg (SD)	測定日:		着衣:	
年齢	歳 月 日	身長	cm (SD)	測定日:			

子どもの安全確認において、虐待の状況や生活環境を評価するに当たって、本チェックリストの事項を確認すること。
 注！ 本リストはリスク把握の目安として活用し、アセスメントにおいては下記項目以外の情報も含めて判断すること。
 ○ 各項目の摘要欄について、「該当」、「やや該当」、「非該当」、「不明」のいずれかに○印を記入する。(★印は重要項目)
 ○ 記入者の評価が保護者の発言と異なる場合は、記入者の評価とともに保護者の発言に△印を記入し、特記事項に理由を記載すること。
 ○ 3歳未満の児童については、リスクを高めを考える必要がある。
 ○ 不明項目が多い場合は評価を保留し、調査を実施。なお、調査に応じないための「不明」はハイリスクとして把握。

1	項目	摘要	該当	やや該当	非該当	不明
虐待の状況	①★虐待の継続性・頻度	虐待が継続的に発生している				
	②★子どもに対する虐待歴	過去に子どもへの虐待歴がある				
	③★子どもを未確認	子どもの目視による安全確認がなされていない				
	④★きょうだい児への虐待	過去にきょうだい児への虐待歴がある				
	特記事項					

2	項目	摘要	該当	やや該当	非該当	不明
子どもの状態・特性	① 身体の状態	介助が必要な障がい・持病がある				
	② 知的・発達の状態	知的・発達障がいがある				
	③★成長・発育	身長体重が標準から大きく外れている(必ず体重を測定し確認すること)				
	④ 精神的・心理の状態	無表情、凍りついた凝視、緊張が高い、虐待時の記憶がない又は曖昧				
	⑤ 対人関係	愛着関係の脆弱さ、反抗的態度、子どもらしさの欠如がある				
	⑥ 問題行動	乱暴・暴言や、自傷行為、窃盗・虚言などの問題行動がある				
	⑦★意思・気持ち	保護者を怖がる、家に帰りがたがらない				
	⑧ 保護者への態度	不自然な保護者への密着、保護者と視線が合わない、保護者をかばう				
	⑨★性への高い関心	年齢不相当な性的関心・言動、性的逸脱行為がある				
	特記事項					

3	項目	摘要	該当	やや該当	非該当	不明
主たる虐待者	① 身体の状態	慢性疾患など身体的疾患又は障がいがある				
	② 知的・発達の状態	知的・発達障がいがある				
	③★精神的・心理の状態	精神的な問題がある(情緒が不安定、不安が強い、自罰的など)				
	④ 性格的問題	社会的なトラブル、性格・認知の偏りがある、衝動的・短絡的、虚言				
	⑤★アルコール・薬物等	アルコール・薬物等への依存がある				
	⑥ 被虐待歴等	被虐待歴、施設入所歴がある				
	⑦ 子どもへの感情・態度	子どもへの拒否感がある、関心がない、接し方が分からない				
	⑧ 虐待者の背景	虐待者の生育歴において、度重なる養育者の変更があった				
	⑨★虐待者の様子	子どもが受けた外傷と保護者の説明につじつまが合わない				
	特記事項					

4	項目	摘要	該当	やや該当	非該当	不明
養育状況	①★虐待の自覚	虐待行為の否定、自覚・問題意識がない				
	② 養育意欲・能力不足	意欲・能力が低い、未熟(長時間の外出や安全面への無配慮含む)				
	③ 養育知識	知識の不足(若年親含む)、知識の偏りがある、理解力の不足				
	④ 子どもへのケア	衣食住の監護なく劣悪な状態、または必要なケアをしない				
	特記事項					

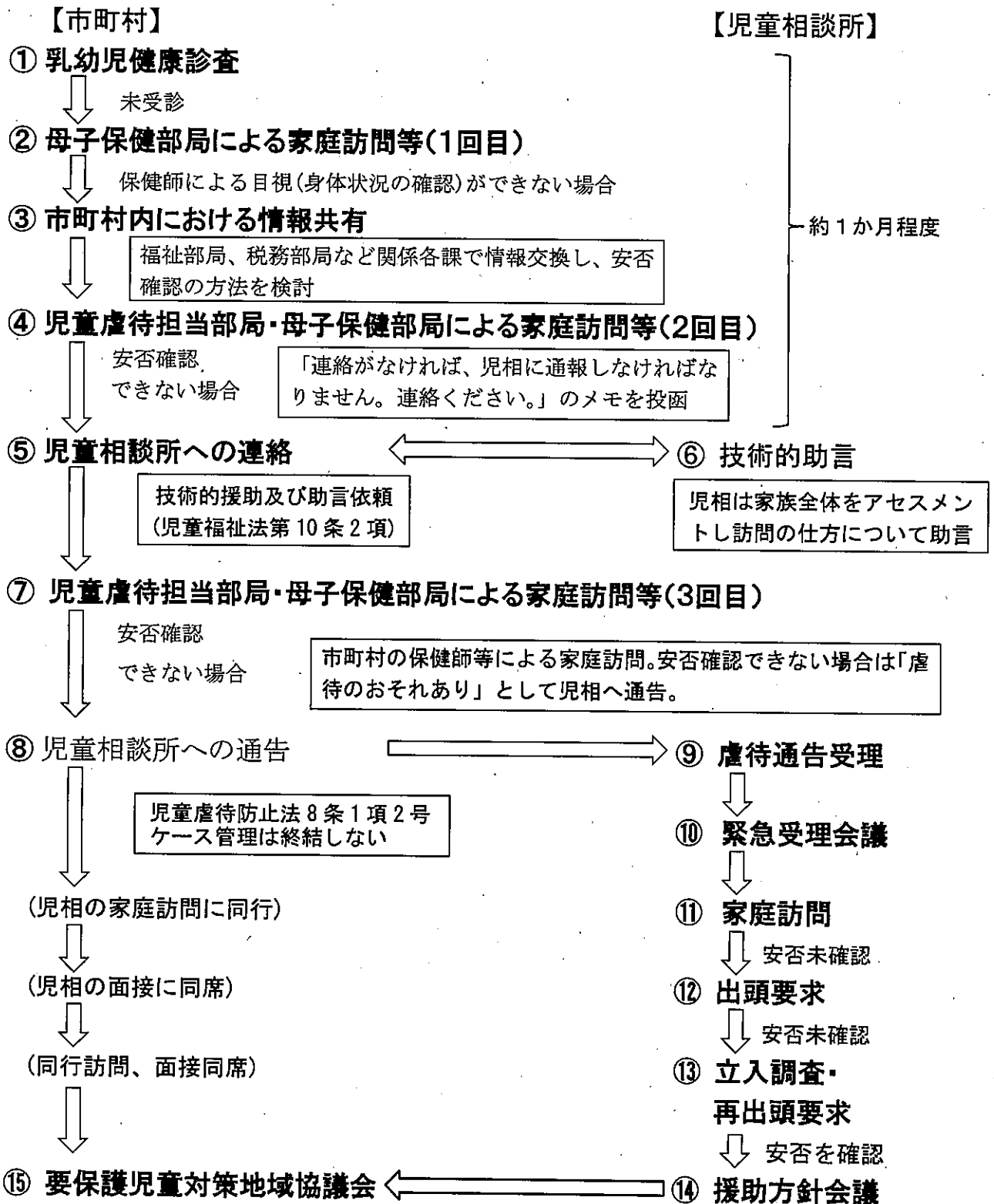
5	項目	摘要	該当	やや該当	非該当	不明
同居者	①★同調的態度	虐待者に同調し、子どもを責める				
	② 傍観的態度	虐待者から子どもを守る行動をとらない、無干渉				
	③ 逃避的態度	問題と向き合わない、不在がちである				
	特記事項					

6	項目	摘要	該当	やや該当	非該当	不明
家庭環境	① 社会的サポート	社会的に孤立しており、外部からのサポートが得られない				
	② 子どもを守る人	日常的に子どもを危険から守る人や逃げ場がない				
	③ 親族関係	支援できる親族がいない				
	④ 夫婦関係	夫婦間に不和・DVがある、ひとり親家庭である、再婚で連れ子がいる				
	⑤ 経済問題	借金、生活苦、失業など経済状況が著しく不安定である				
	⑥ 生活環境	不自然な転居歴がある、多子世帯である、内縁者がいる等				
	特記事項					

7	項目	摘要	該当	やや該当	非該当	不明
関係性	①★協力的態度	調査に拒否的・関係機関の関わりを拒否し、非協力的である				
	② 援助効果	調整・改善を期待できない、実効性がない				
	特記事項					

乳幼児健診未受診者に対する受診勧奨のためのルール 「福岡ルール」

※太字は主担当機関を表している。



児童相談所は、⑨虐待通告受理の後、速やかに安否確認(⑩から⑬)を行う。安否確認後、⑭援助方針会議において、市町村からの情報等を踏まえ、児童や家庭の状況等のアセスメントを行い、援助方針(一時保護、在宅での児相による見守り、在宅での市町村での見守り)を決定する。

市町村の見守りとなった場合、市町村は、⑮要保護児童対策地域協議会において、児童相談所の援助方針を踏まえ主担当機関や支援内容等を決定する。

子どもに会えない状態が続く場合における安否確認のためのルール

※太字は主担当機関を表している。

【市町村】

【児童相談所】

① 市町村による安否確認(1回目)



- ・要保護児童対策地域協議会で決めた方法（保育所が月1回、体重確認する等）による安否確認ができない場合
- ・保育所や幼稚園など所属機関がなく、市町村の子育て支援課等が家庭訪問しても連絡が取れない場合 等

② 市町村内における情報共有



福祉部局、税務部局など関係各課で情報交換し、安否確認の方法を検討

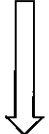
③ 児童虐待担当部局による家庭訪問等(2回目)



安否確認
できない場合

「連絡がなければ、児相に通報しなければなりません。連絡ください。」のメモを投函

④ 児童相談所への連絡

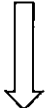


技術的援助及び助言依頼
(児童福祉法第10条2項)

⑤ 技術的助言

児相は家族全体をアセスメントし訪問の仕方について助言

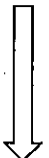
⑥ 児童虐待担当部局による家庭訪問等(3回目)



安否確認
できない場合

※ ①から⑥までを1か月以内に行う。

⑦ 児童相談所への通告



児童虐待防止法第8条1項2号
ケース管理は終結しない

(児相の家庭訪問に同行)



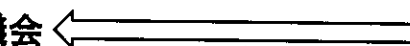
(児相の面接に同席)



(同行訪問、面接同席)



⑭ 要保護児童対策地域協議会



⑧ 虐待通告受理



⑨ 緊急受理会議



⑩ 家庭訪問



安否未確認

⑪ 出頭要求



安否未確認

⑫ 立入調査・再出頭要求



安否を確認

⑬ 援助方針会議

児童相談所は、⑧虐待通告受理の後、速やかに安否確認(⑨から⑫)を行う。安否確認後、⑬援助方針会議において、市町村からの情報等を踏まえ、児童や家庭の状況等のアセスメントを行い、援助方針(一時保護、在宅での児相による見守り、在宅での市町村での見守り)を決定する。

市町村の見守りとなった場合、市町村は、⑭要保護児童対策地域協議会において、児童相談所の援助方針を踏まえ主担当機関や支援内容等を決定する。

児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要**1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充**

- ① 市町村は、児童等を包括的に支援することも家庭センターの設置に努めるとともに、支援の必要性が高い児童等への支援計画を作成することとする。
- ② 訪問家事支援や児童の居場所づくり、親子関係形成支援等の事業をそれぞれ新設するとともに、これらを含む支援事業について市町村による利用勧奨・措置を規定する。
- ③ 児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことの明確化、児童発達支援の種類（福祉型、医療型）の統合を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所における児童等に対する処遇や支援の質の向上

- ① 都道府県が一時保護所の設備・運営基準を策定することとするほか、親子の再統合を図るための事業の創設や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ② 支援を要する妊産婦等に一時的な住居提供、情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化

- ① 児童自立生活援助の年齢制限を緩和するほか、社会的養育経験者等を通所等により支援する事業を創設する。
- ② 障害児入所施設の入所児童等の地域生活等への移行調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、満23歳に達するまでの入所継続を可能とする。

4. 児童の権利擁護を図るための仕組みの整備

児童の権利擁護を都道府県の業務として規定するほか、児童相談所等は入所措置等の際に児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入

児童相談所等による一時保護開始の際に、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 児童福祉司の任用要件等の見直し

児童福祉司の任用要件に、児童虐待を受けた児童の保護等の専門的事項についての的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるものを追加する。

7. その他

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とする。

その他

○施行期日：令和6年4月1日（ただし、5は公布の日から起算して3年を越えない範囲内で政令で定める日、7の一部は公布の日から起算して3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布の日から起算して2年を越えない範囲内で政令で定める日）

構成団体による研修会の開催について

児童虐待対応件数は年々増加傾向にあり、子ども自らがSOSを発信することができるようになるための取組及び近年社会問題化している「面前DV」の急増に対する取組が急務となっています。当市では令和3年度より子ども自らの相談する力やSOSを発信する力の育成を図るため、市内小学校や地域においてCAPプログラム（児童向け、教職員向け、地域向け）を実施しています。また、急増する「面前DV」の理解を深めるため、関係者を対象とした研修会を開催する等の取組を進めているところです。

そのような中、面前DVや子どもの権利についての理解を更に広めるため、各団体での研修会開催をご検討いただきたいと考えております。

1. 募集团体

5 団体

2. 内容・講師

「子どもの権利について」 講師：[REDACTED]

「面前DVについて」 講師：[REDACTED]

3. 申込開始

令和4年9月1日～（先着順）

4. 申込方法

e-mailにて家庭子ども相談課までお申し込みください

e-mailアドレス [REDACTED]

5. 実施方法

各団体と要保護児童対策地域協議会との共催

- ・講師との連絡調整や講師謝礼の支払いは協議会事務局で行います。
- ・その他、会場の確保や参加者の調整等は各団体をお願いいたします。
- ・内容等の詳細については、打合せの上決定します。

※CAPプログラムとは、子どもがいじめ・誘拐・虐待などのさまざまな暴力から自分で自分を守ったり、友だちを助けたりする方法を学ぶ暴力防止のための予防とSOSの出し方に関する教育プログラム。

令和4年度久留米市要保護児童対策地域協議会代表者会議委員

令和4年8月時点

No.	機関・団体名	役 職	氏 名	役割
1	福岡法務局久留米支局	支局長	上村 達	
2	久留米警察署	生活安全管理官	下村 篤史	
3	うきは警察署	生活安全課長	大塚 泰弘	
4	福岡県久留米児童相談所	所長	仁比 寿美	監事
5		相談第一課長	古賀 智美	
6	久留米市	子ども未来部長	豊福 由紀子	会長
7		健康福祉部生活支援第1課長	本松 寿史	
8		健康福祉部障害者福祉課長	平林 正伸	
9		保健所保健予防課 主幹	伊藤 智美	
10		協働推進部男女平等推進担当次長(兼)男女平等政策課長	水落 留美子	
11		協働推進部男女平等推進センター所長	酒井 香	
12		教育部 学校教育課長	薄 弘典	
13		小学校代表(宮ノ陣小学校 校長)	前田 朗	
14	中学校代表(三瀬中学校 校長)	佐野 淳		
15	久留米広域消防本部	消防長	秋吉 弘章	
16	一般社団法人久留米医師会			
17	一般社団法人小郡三井医師会			
18	一般社団法人浮羽医師会			
19	一般社団法人大川三浦医師会			
20	社会福祉法人聖嬰会児童養護施設久留米天使園			
21	特定非営利活動法人にじいるCAP			
22	久留米市私立幼稚園協会			
23	一般社団法人久留米市保育協会			
24	久留米市民生委員児童委員協議会			副会長
25	久留米人権擁護委員協議会			
26	さばちあい			
27	S・ぱーぶるリボン			監事
28	特定非営利活動法人ル・パトール			
29	特定非営利活動法人子育て支援ボランティア くるるんるん			
30	福岡県弁護士会筑後部会			
31	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会	常務理事	松延 亮治	

【事務局：子ども未来部児童子ども相談課】

久留米市要保護児童対策地域協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3に規定する保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な保護並びに関係する機関の連携による組織的・効果的な対応を図るため、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として設置された久留米市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 協議会は、要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに要保護児童等に対する支援内容の協議及び検討等を行う。

(構成員)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等に所属する者及び市長が特に必要と認める機関等に所属する者を構成員とする。

(会長、副会長及び監事の職務)

第4条 協議会に会長、副会長及び監事を置き、会長には子ども未来部長、副会長には久留米市民生委員児童委員協議会長をもって充てる。監事は、協議会構成員の中から会長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が不在のときは、その職務を代理する。

4 監事は、協議会の会計監査を行う。

(組織)

第5条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議によって組織する。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、関係機関等の代表者又は当該代表者が指名する者及び市長が特に必要と認める者によって構成し、要保護児童対策全般についての情報交換、関係機関等の連携のあり方等について協議する。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、協議会の構成員の中から会長が選任した者によって構成し、要保護児童についての状況確認、援助方針の見直し及び関係機関等が連携して対応する上で課題の検討等を定期的に行うものとする。

(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、個別の要保護児童等に対応するため、その要保護児童等に係る関係機関等の担当者及び市長が特に必要と認める者によって構成し、要保護児童等に対する具体的な支援内容等を検討するものとし、随時開催する。

(プロジェクト会議)

第9条 会長は、特定の重要課題について検討する必要があると認める時は、プロジェク

ト会議を設置することができる。

2 プロジェクト会議の構成員は、協議会の構成員の中から会長が選任した者とする。

(要保護児童対策調整機関)

第10条 市長は、法第25条の2第4項の規定に基づき、要保護児童対策調整機関として久留米市子ども未来部家庭子ども相談課を指定し、次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) 協議会の事務の総括に関すること。

(2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。

(3) その他協議会の運営に関すること。

(秘密を守る義務)

第11条 この協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由なく協議会の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 市長は、第6条及び第8条の規定により、代表者会議及び個別ケース検討会議に出席する構成員以外の者に対し、会議において知りえた秘密を漏らしてはならない旨の誓約を求めるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	関係機関等
国又は地方公共団体の機関	福岡法務局久留米支局
	久留米警察署
	うきは警察署
	福岡県久留米児童相談所
	久留米市
	久留米広域消防本部
	久留米市教育委員会
法人	一般社団法人久留米医師会
	一般社団法人小郡三井医師会
	一般社団法人浮羽医師会
	一般社法人大川三瀨医師会
	社会福祉法人聖嬰会児童養護施設久留米天使園
	一般社団法人久留米市保育協会
	特定非営利活動法人にじいろCAP
	特定非営利活動法人子育て支援ボランティアくるるんるん
	特定非営利活動法人ル・バトー
	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会
その他	久留米市私立幼稚園協会
	久留米市民生委員児童委員協議会
	久留米人権擁護委員協議会
	さぼちやい
	S・ぱ〜ぶるリボン
	福岡県弁護士会筑後部会

久留米市要保護児童対策地域協議会

★目的 要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当な児童）の早期発見、適切な保護

代表者会議

- 構成メンバー 各機関・団体の代表者等
- 目的
 - ・ 関係機関・団体において、児童虐待をはじめ要保護児童についての理解を共有すること。
 - ・ 関係機関・団体の円滑な連携・協力を確保すること。
- 開催回数 年1～2回
- 内容
 - ・ 協議会の活動状況の報告、評価
 - ・ 運営方針の決定 等

プロジェクト会議

特定の課題について検討する必要があるときに設置。メンバーは協議会構成員の中から会長が選任。

実務者会議

乳幼児部会

※児童が乳幼児のみの世帯

- 構成メンバー 児童相談所、障害者福祉課、生活支援課、保健所保健予防課、子ども保育課、幼児教育研究所、こども子育てサポートセンター、地域子育て支援センター、久留米市社会福祉協議会、久留米警察署、うきは警察署
- 目的
 - ・ 虐待ケースの定期的な進行管理
 - ・ 新規ケースの協議
- 開催回数 月1回（重症度の重度と中度ケースは毎月、軽度ケースは3ヶ月に1度）
- 内容
 - ・ ケースの状況確認
 - ・ 主担当機関の確認
 - ・ 援助方針の見直し 等

児童生徒部会

※児童が乳幼児のみの世帯を除く

- 構成メンバー 児童相談所、障害者福祉課、生活支援課、保健所保健予防課、学校教育課、こども子育てサポートセンター、久留米市社会福祉協議会、久留米警察署、うきは警察署
- 目的
 - ・ 虐待ケースの定期的な進行管理、新規ケースの協議
- 開催回数 月1回（重症度の重度と中度ケースは毎月、軽度ケースは3ヶ月に1度）
- 内容
 - ・ ケースの状況確認
 - ・ 主担当機関の確認
 - ・ 援助方針の見直し 等

個別ケース検討会議

- 構成メンバー 個別のケースに直接関わる関係機関の担当者等
- 目的
 - ・ ケースの情報を共有化し、具体的な支援内容等を検討すること。
- 開催回数 随時
- 内容
 - ・ ケースの状況の把握や問題点の確認
 - ・ 援助方針の確立と役割分担の決定
 - ・ 主担当機関と主たる支援機関の決定
 - ・ 実際の援助、支援方法、支援計画の検討

＜調整機関＞ 家庭子ども相談課 児童相談チーム